

配食サービスをご利用ください

高齢者などの食生活の自立を支えるために、虚弱などにより調理が困難な高齢者宅に栄養バランスのとれた食事（昼食）を届けるとともに、訪問時に安否確認も行います。

対象 町民税非課税世帯に属する人で、下記のいずれかにあてはまる人

- ①65歳以上の人のみの世帯
- ②身障手帳1、2級または療育手帳A判定を受けている人のみの世帯
- ③身障手帳1、2級または療育手帳A判定を受けている人と65歳以上の人のみの世帯

利用者負担額

町が1食あたり300円を補助しますので、下記の料金が利用者負担額となります。
・普通食290円 ・減塩食330円 ・糖尿食405円

配達日 月曜日～土曜日（日曜日、年末・年始は休み）

問合せ先 健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

国民健康保険証が新しくなります

12月1日（火）から国民健康保険の保険証が新しくなります。新しい保険証は、11月中旬に世帯主宛てに発送しています。悪用防止のため、有効期限を過ぎた保険証は細かく切るなどして処分してください。

問合せ先 住民課 保険年金係 ☎492-9135

健康福祉事務所だより

- ①こころのケア相談 12月14・21日(月) 13:00～14:00
※14日はアルコール関連の相談あり
 - ②専門栄養相談 12月16日(水) 9:30～11:30
 - ③エイズ・肝炎ウイルス検査相談（匿名・無料実施）
12月2・9日(水) 9:10～10:00
- 問合せ先**：加古川健康福祉事務所 **電話予約制**
①は地域保健課（☎422-0003）
②・③は健康管理課（☎422-0002）

高齢期移行助成制度 ～申請はお済みですか～

65歳から69歳までの人で、下の表の該当条件を満たす場合は、高齢期移行助成制度の対象となり、医療保険における自己負担の一部を公費負担します。

助成を受けるためには、申請手続きが必要です。

該当する人でまだ申請手続きをされていない場合は、手続きをしてください。



●申請に必要なもの 健康保険証・印かん

※令和2年1月1日以降に転入された人、また、同じ世帯内に転入された人がいる場合は、令和2年度所得課税証明書の提出が別途必要です。

●高齢期移行助成制度の該当条件と助成内容

【誕生日がS27.7.1以降の65歳から69歳までの人】

区分	該当条件	負担割合	自己負担限度額/月	
			入院(世帯)	外来
区分1	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(本人は年金収入80万円以下かつ所得なし)	2割	15,000円	8,000円
区分2	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下かつ要介護2以上の人	2割	35,400円	12,000円

【誕生日がS27.6.30までの65歳から69歳までの人】

区分	該当条件	負担割合	自己負担限度額/月	
			入院(世帯)	外来
区分1	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(本人は年金収入80万円以下かつ所得なし)	2割	15,000円	8,000円
区分2	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人	2割	35,400円	12,000円

申請・問合せ先 地域福祉課 地域福祉係 ☎492-9136

令和3(2021)年度いきいきセミナー受講生募集!!

健康ポイント
対象

講座名	曜日	時間	内容	定員
切り絵	第1・第3火曜日	13:30～15:00	簡単なものから始めます。慣れてくれば自分らしく色紙を挿してお気に入りの作品を作りましょう。	10
新実用書道 ^{※1}	第1・第3金曜日	10:00～11:30	久々に筆を持ちたい、筆ペンを上手に使いたい、人前で書けたら素敵かも。きっかけは何でもあり。半紙や筆は購入することができます。	15
大人のそろばん ^{※2}	第1・第3金曜日	13:30～15:00	小学校で習う初級程度です。童心に戻ってパチパチ楽しみましょう。そろばんは借りることもできます。	15
新パステルアート	第2・第4月曜日	13:30～15:00	パステルをパウダー状にして、指で描く優しいアートです。心のまま人それぞれ違う雰囲気作品になります。	10
新大正琴 ^{※1}	第2・第4水曜日	13:30～15:00	数字のボタンを左手で押して右手で弦をはじく。それだけで美しい旋律が奏でられます。大正琴は借りることもできます。	9
やさしい折り紙 ^{※2}	第2・第4金曜日	10:00～11:30	ちょっとしたプレゼントや部屋に飾れる作品を作りましょう。指先を使う折り紙は脳トレに最適!!	15
ちぎり絵	第2・第4金曜日	13:30～15:00	ちぎった和紙はやさしい風合いになります。まずは小さな作品から始めてゆっくり仕上げてください。	10

初心者を対象とした講座です。 ※過去に受講歴のある講座は再度受講できません。

新型コロナウイルス拡大防止など、情勢により開講日時・場所が変更する場合や開講しない場合があります。

定員を大きく下回る場合は開講できません。

新は新規講座です。

- ※1 新たな講師がお教えるため新規講座となります。
- ※2 令和2年度の同講座が中止のため参加できなかった人が優先です。

外出支援(送迎)サービスがあります!!

対象 いきいきセミナーに参加するにあたり自身で外出が困難であり、家族が送迎できない人

内容 送迎用車両で自宅と会場を送迎します。

委託先 稲美町社会福祉協議会

申込 いきいきセミナー申し込み後、社協による訪問調査の結果で利用の可否を決定します。



期間 令和3年4月から令和4年3月までの1年間

会場 いきがい創造センター 多目的ホール

対象 稲美町在住の60歳以上の人
(昭和36年3月31日生まれ以前)
身体障害者手帳をお持ちの場合は50歳以上の人(昭和46年3月31日生まれ以前)

受講について ひとり1講座(定員を超えた場合は抽選します)
令和3年度は全講座教材費のみで参加していただけます。

申込方法 いきがい創造センター1階 健康福祉課地域包括係の窓口で申し込み、または、ハガキに①住所②氏名③電話番号④生年月日⑤希望講座名⑥これまでの受講歴⑦外出支援(送迎)サービス希望の有無を記入し、〒675-1115 稲美町国岡1-1 稲美町健康福祉課 いきいきセミナー宛に郵送してください。

受付期間 12月15日(火)～令和3年1月20日(水) 必着(電話での申し込みはできません)

申込先 健康福祉課 地域包括係 ☎492-9150

